

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明様

2023年6月30日  
ふくしま復興共同センター  
「生業を返せ、地域を返せ！」  
福島原発訴訟原告団

### 第5次追補による追加賠償作業についての要請

昨年12月、原子力損害賠償紛争審査会において、7つの集団訴訟確定判決を受けて中間指針を見直し、第5次追補が公表され賠償金の追加払いが確定しました。それを受け、本年4月よりウェブ請求受付が開始され、ただ今はフリーダイヤルを設置し請求受付業務が行われています。

以来3か月が経過しましたが、追加賠償を受け取れることを全く知らない方が広く存在しています。また、特に高齢者やネット環境の整っていない世帯はウェブ請求に馴染まず、電話相談や県内11か所に設けられた相談窓口での請求に集中するなどして、郡山市の50代男性は「受け付け開始から2週間、毎日数十分間は電話をかけているが全くつながらない」と憤るなど、大混乱というべき事態を広範に引き起こしています。

また、東京電力は紙ベースでの請求案内も行っているものの、数千件の誤発送が発覚し作業が先延ばしになるなど、せっかくの追加賠償決定がありながら、県民はその請求手続きにおいて非常に難儀している状態です。

相談窓口の込み合いぶり、電話受付の混雑ぶりを見ると、東京電力が設置した窓口の数、その人員配置は、148万人という請求権者数に対し、あまりに過少で脆弱な受付体制なのではないかと考えざるを得ません。

従って、以下の改善策を申し入れるものです。

- 1、追加賠償に対応する人員を大幅に増やすなど体制を抜本的に強化すること。
- 2、事故当時、対象地域に住んでいた方は、その後亡くなった方も含めすべて追加賠償を受け取ることができることや、追加賠償支払いに終期はないことを明示したチラシを作成、配布し、啓蒙、広報活動に力を入れること。
- 3、自治体の住民情報を十分活用する体制を構築し、対象者の現居住地等を正確に把握して誤発送を防止し、紙ベースでの請求書がもれなく届くようにすること。

以上